The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	神社による障害者福祉実践の希少事例の記録 : 神社による障害者福祉が目指したもの
Author(s)	辰巳, 佳寿恵
Citation	宗教と社会貢献. 2019, 9(1), p. 31-47
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71678
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

研究ノート

神社による障害者福祉実践の希少事例の記録

―神社による障害者福祉が目指したもの―

辰巳佳寿恵*

Chronicle of Rare Social Welfare Practice of People with Disabilities by Shinto Shrine

The Aim of Welfare for People with Disabilities by Shinto Shrine

TATSUMI Kazue

1. 問題の所在と目的

庄本・澁川［1988］によれば神社の第一義の任務であり、神道教化のつとめとなるものは、伝統を将来に亙って不易たらしめるべく護持するもの、すなわち祭祀の厳修であると述べ［改訂・神道教化概説: 19］、神道にとって最も尊重されるべきものが「祭祀」であることを強調している。このことは、神社本庁憲章が、その前文冒頭において「神祇を崇め、祭祀を重んずるわが民族の伝統は、高天原に事始まり、国史を貫いて不易である」と記している［同書: 19］ことからも、明らかな歴史的事実であろう。

しかしその一方で、庄本・澁川［1988］は、神社神道が、主としてその儀礼的伝承行為によってうけつがれてきたということの反面においては、伊勢神道以降、幾多の優れた神道教説が出現したにも拘わらず、これ等の教説が一般大衆に滲透―理性的意識化―しなかったという弊があることを認め、ここに実践的規範としての神社神道が、改めて考究されねばならない理由があるとしている［同書: 20］。この「弊」については、外宮嗣出口延佳の著書『陽復記』（1710 年刊行）の一節、

> 「神書を読て神名などを覚え拍手祝詞などよむばかり神道ならば、農圃医卜の術よりは猶せばき道なるべし」

*大阪体育大学　社会貢献センター　教授　tatsumi@ouhs.ac.jp

を引用し、出口の主張を「喝破」と受け止め、神社神道の社会実践活動が必要であることを切言したもので、現在の神道人が銘記すべき言葉であると認めている［同書: 20-21］。その上で、既存の遺産を継承発展せしめると共に、現代の要求に応えて、更にあらゆる分野において、一段と活発なる活動に乗り出さねばならぬと結論付けている［同書: 21］。

前出の「陽復記」著者、出口延佳は江戸時代の人物であるが、出口の「喝破」以降、神道界での社会貢献への情勢に大きな変化があった事実は確認できない。

例えば［藤本 2004］は、戦前、戦後の神社界の社会福祉活動の記事や論文の一覧化を行っているが、その中の一つ、明治 44 年から昭和 11 年の「近代の神社関係社会事業（抄）」から、「社会事業」「社会的活動」が明確にタイトルに入っている雑誌（『皇國』『皇國時報』等）の記事の内容を実際に読むと、神社及び神職による社会活動が振るわないことを批判し叱咤激励する記事が散見される［照本 1919、長野県神社協會 1921、照本 1921、金田 1931、田中 1933、河野 1937、加藤 1936］。これらの中には、

> 「神職たるものは神明に奉仕するに眷々の款をつくすと共に社會に奉仕するに忠實なれ。然らずんば神職は遂に社會民心より離れ、世に忘れるるにいたらん」［照本 1921: 9］
>
> 「若し神人の和悦を司ることが神職の中心的使命であるならば、此等窮民の生活を無視して、獨り社殿に荘厳の祭儀を行ったとした處で何で神が喜ばれよう」［田中 1933: 4］

といったきわめて辛辣な指摘も確認できる。同様に藤本［2004］が作成した「戦後書籍の部」と題される表は、書籍として成立するレベルでの社会福祉実践が行われた記録であると判断できるが、昭和 34 年から平成 9 年の間に編集されたこれらの書籍のタイトルからは、神社による保育園・幼稚園の運営、神職による教誨師としての活動が開始され、活発化していることが示唆された。その中で、わずか 2 件であるが、「社会福祉法人」の記念誌が掲載されていた。調べてみたところこの 2 件は、社会福祉法人銀の星学園、社会福祉法人八幡会という、いずれも長崎県島原半島にある、障害児者福祉施設であることがわかった。さらに、神社本庁編『神道と福祉』［1986］に報告される社会活動は、主に民生委員によるものにとどまって

いるが、

「個別の神社については（略）長崎県南高来郡南串山町の八幡神社・同県島原市の猛島神社のようやうに、精神薄弱児・薄弱者のため多彩な擁護・授産・更生の施設を経営するなど、涙ぐましい努力を続けてゐるところもあることを忘れてはならない」［鎌田: 同書 4］

という記述から、組織的な障害者福祉施設経営を行っているのは日本全国でこの 2 施設のみであることが示唆された。Web で確認したところ、両施設は小規模の季節保育所や幼稚園から出発し、現在では幼児から成人・老人にいたるまで大規模な発展を遂げていることがわかったが、神社運営による、おそらくたった 2 件の障害者福祉施設の設立から現在に至るまでの経緯等の実態が明らかになっていなかった。これら 2 施設の実践は神道福祉においても記録すべき貴重な資料であり、記録にとどめるべき重要な実践データである。

そこで本研究では、八幡神社、猛島神社がいかにして、神社立としては稀な障害者福祉施設の創設に踏み切り、運営を行ってきたのか、創始者の人物像や当時の時代背景等を明らかにしながら記録にとどめることを主たる目的とし、明確な教義を持たない神道にあって、神社による障害者福祉が何を目指してきたのかについて、若干の考察を試みるこことする。

2. 研究の方法

本研究の方法は、長崎県島原半島に位置する 2 つの施設を訪問し、八幡会（八幡神社）では創始者・志賀幸村宮司の息子である志賀稔理事長と孫にあたる志賀広子総合施設長、悠久会（銀の星学園より改称・猛島神社）においては、創始者・寺田猛宮司の娘である永代由貴子理事長、孫にあたる永代秀顕理事を対象に、半構造化面接による聞き取り調査を行った。聞き取り内容は対象者の許可を得て録音した。また、面接に先立って、八幡会においては「惟神　その歩みと心（35･25･20 記念誌）」、「惟神（50･40･35 記念誌）」、悠久会においては「銀の星学園の歩み」「気になる人たち」（寺田イエ子著: 創始者夫人）の提供を両施設よりいただき、過去の歴史に関す

る情報を参考に質問項目を①両施設の設立から現在までの発展について、②設立の理念について、③設立のきっかけについて、④設立時の困難や問題点について、⑤施設の運営と宗教的な関連について、とした。

3. 結果

3.1 項目①　両施設の設立から現在までの発展について

3.1.1　社会福祉法人八幡会（八幡神社）の設立から発展について

表 1 に、八幡会が昭和 27 年に境内地の季節保育所として出発し、平成 16 年以降、就労を含めた自立生活を目指すグループホームの設立を次々に設立していった経緯を年表として示した。

季節保育所は昭和 32 年に宗教法人八幡保育園となった。さらに昭和 37 年に精神薄弱児施設あけぼの学園が創設された。

その後、昭和 42 年にあかつき学園（あけぼの学園分園職業指導センター）の竣工、昭和 60 年には地域の漁協の協力を得て、水産業への取り組みを始め、今日まで続いている。平成に入ってからは障害者の自立をより前進させるためのグループホームの開設が 5 件連続している。

表 1　　社会福祉法人八幡会　設立から現在までの発展について

昭和 27 年 季節保育所開設
昭和 32 年 宗教法人八幡保育園設立
昭和 37 年 精神薄弱児施設あけぼの学園設立
昭和 42 年 職業訓練センター棟あかつき学園竣工（あけぼの学園分園）
昭和 44 年 社会福祉法人八幡会に改称
昭和 57 年 知的障碍者授産施設あかつき学園改築
昭和 60 年 利用者による水産業（鯛、鯵等）開始
平成 9 年 あけぼの学園　知的障碍者更生施設へ移行
平成 12 年 老人デイサービスセンター宮・居宅介護支援事業所事業開始
平成 15 年 高齢者生活福祉センター杜事業開始
平成 16 年 グループホームむなかた事業開始

平成 17 年	グループホームすみよし・子育て支援センター事業開始
平成 20 年	グループホームさかき事業開始
平成 24 年	ケアホームあさかぜ・ゆうかぜ事業開始 グループホームはまゆり事業開始
平成 25 年	相談支援事業所はちまん事業開始 グループホームひむか事業開始
平成 27 年	グループホームひまわり事業開始
平成 28 年	ワークハウス八幡事業開始

3.1.2　社会福祉法人悠久会（猛島神社）の設立から発展について

表 2 に、銀の星学園（現在は悠久会: 以下、本文では歴史的経緯を尊重し、銀の星学園と称す）は、幼児教育に非常に熱意をもっていた宮司夫人、イエ子氏の切望により、昭和 25 年に境内内に猛島幼稚園を開園したことが契機となった。昭和 40 年に知的障害児施設、銀の星学園を開設するために幼稚園を閉園（平成 48 年にたけしま保育園として再開園）して以降、昭和後期から平成期にかけて、自立支援、就労支援への取り組みが加速している。平成 63 年には都久荘を、現在のグループホームに先駆けて福祉ホームとして開園、平成期にはパン工房、ワークセンター工房を開設し、「障害者が作っているというお情けで買っていただく商品は作らない」との理念のもと独自の製品の生産に取り組むほか、平成 24 年には就労訓練室の開設、グループホームも 3 施設に拡大している。

表 2　社会福祉法人悠久会（銀の星学園）設立から現在までの発展について

昭和 25 年	私立猛島幼稚園開園
昭和 31 年	宗教法人猛島幼稚園創設
昭和 40 年	銀の星学園開設の為、猛島幼稚園閉園
昭和 41 年	知的障碍児施設　銀の星学園開園
昭和 47 年	重度児収容棟　明けの星寮開園
昭和 48 年	たけしま保育園開園
昭和 49 年	知的障碍者更生施設　若菜寮開園
昭和 57 年	銀の星学園（児）と明けの星寮（者）分離

昭和 63 年 福祉ホーム（現グループホーム）都久志荘開園
平成 6 年　地域生活トレーニングセンター開園
平成 12 年 銀の星学園知的障碍児者更生施設へ変更
平成 17 年 知的障碍者授産施設　ありえ未来ワークセンター開園
平成 22 年 花ぞのパン工房開設
平成 22 年 グループホーム・ケアホーム第二都久志荘開園
平成 23 年 ありえ未来ワークセンター　就労継続支援Ｂ型・生活介護事業所へ変更
平成 23 年 社会福祉法人悠久会に法人名称変更
平成 23 年 百花の森工房開設
平成 23 年 銀の星学園　相談支援事業所の指定
昭和 24 年 児童デイサービス　スマイル開設
平成 24 年 共同生活援助・共同生活介護事業所　グリーンハイツ・第三都久志荘開設
平成 24 年 きらり　就労訓練室開設
平成 24 年 相談支援事業所銀の星学園をあいりすに名称変更

3.2 項目②　設立の理念について

3.2.1　社会福祉法人八幡会（八幡神社）の設立の理念について

八幡会の設立の理念は「惟神」である。創設者・志賀幸村宮司の座右の銘「惟神　明き心で　直くあれ　くるしき時も　神を護りて」から取り上げられたことばであり、幸村宮司直筆で書かれた文字を石に刻して設置されている。「惟神」以外にも「明るく正しく直く」「至誠通天」を好んで用いていたが、これらはすべて神道の祝詞の中にある心であり、幸村宮司は神道の心を福祉の実践の一手段と捉えていたのである［惟神（八幡会 50 年誌）2002: 36］。現在八幡会では「惟神」は、具体的には、自然を大切に、神々と共に歩き、共に幸せを分かちあう、ことを意味するとの共通理解を有し、職員の名刺にも、この共通理解となる言葉をデザインとして取り入れている。

惟神の誠の道を心の拠り所として神社福祉事業を創始者夫妻が「あけぼの学園」を創設したのは、知的障害児教育の場・薄幸な子供たちの家庭に代わるべき施設の必要性を痛感したらであった。さらに「あかつき学園」

の創設は、成長していく子供らの職業指導の必要性を鑑みてのことであった。［同書: 39］

3.2.2　社会福祉法人悠久会（猛島神社）の設立の理念について

銀の星学園の設立の理念は、端的な言葉ではなく、

あかつきの空にきらめく銀の星
それは希望と　しあわせの光
そして夢多きイメージを彩る光
こどもたちよ　強く　正しく　美しく
この星のもとに延びよ

といった、一連の詩として謳われている。「学園の理念」として『銀の星学園の歩み』（学園 15 周年記念誌）の巻頭頁にも示されているこの詩に、特に解説は書かれていないが、あえてその意味するところを、永代秀顕理事に問うたところ、「鍛えよ、自立せよ」という言葉に凝縮できるのではないか、とのことであった。

同書「設立の趣旨」には、銀の星学園は創設者・寺田猛宮司の終生の念願として設立されたとされている。猛宮司は島原領内の総社である猛島神社の宮司を世襲するかたわら、地域社会への奉仕として、保護司・公平委員・民生委員・児童委員・町内会長を長年にわたって勤続してきた。特に、20 年以上の民生委員・児童委員就任中に、神に仕える者として、知的障害という障害を背負った人々の「明日へのしあわせと生きがい」を求めて余生を社会・公共のために役立たせたいという固い信念から、銀の星学園の創設が実現したとのことである［銀の星学園の歩み 1983: 1］。

3.3　項目③　設立のきっかけについて

3.3.1　社会福祉法人八幡会（八幡神社）設立のきっかけについて

八幡会設立のきっかけは、創始者志賀幸村宮司の人格を差し置いては語れないであろう。幸村宮司は、酒と相撲が好きで豪快で面倒見がよく、大変人望があった。また、幸村宮司自身が聴覚障害者であり、障害者として差別をされる側の悲しみも知っていたという。宮司のかたわら小学校教員としても勤務しており、その際に現在の特別支援学級を担任し、障害児教

育を実践した。また、自身に障害があるために、教員として十分力を発揮できずに評価されない限界感も感じており、神社の宮司として社会貢献しなければという使命感と、教員生活での経験があいまって、幸村宮司が障害児・者福祉の道へ進む決断を促したようである。知的障害児施設の創設の決定にあたっては、ただ一名、農協の所長からの反対があった以外には、他の氏子からの反対は特になかったとのことである。

志賀宮司の教員経験や自身が障害者であるという個人的要因の他に、環境的要因も設立のきっかけであった可能性がある。図 1 に示すように、八幡会設立以前の八幡神社は、村役場、教育委員会、村議会、警察、登記所、病院などの公的機関の中心にあり、これらの場所を訪れる地域の人々が、ついでに神社に立ち寄って雑談や相談事をすることが多かったようである。逆に教育委員会などから、家庭での養育・教育が困難な障害児の処遇について相談を受けることもあったという。

図1　社会福祉法人八幡会　昭和40年代の神社を中心とした環境

3.3.2　社会福祉法人悠久会（猛島神社）設立のきっかけについて

銀の星学園の設立のきっかけについても、創設者である寺田猛宮司の人と宮司夫人であるイヱ子氏の熱意なしには説明が困難である。猛宮司は総社猛島神社宮司のかたわら、神社庁島原南高支部長、保護司、公平委員、民生委員、児童委員、町内会長を長年にわたって務めた。面倒見がよく、地域住民の信頼を集めており、一種のカリスマ性があったという。幸村宮司同様、こうした宮司の人格から、様々な困りごとの相談の中に、知的障害児の処遇について相談を受ける機会があったのではないか、と永代秀顕理事は推測していた。また、先に八幡会があけぼの学園を開設していたこ

とも、寺田宮司が銀の星学園を創設する決断を後押ししたという。宮司の決断に対して、氏子の反応がどうであったのかについては、記録が残っておらず不明である。

宮司夫人であるイヱ子氏は、約 7 年間尋常小学校教員として奉職し、結婚退職したが、その後も幼児・児童教育への情熱が冷めやらず、境内地に猛島幼稚園を設立し、園長に就任した。元来子どもが大好きで、神社が子どもの遊び場となって多くの子どもが集まっていた。その子らにイヱ子氏がお菓子を配ることも多かったという。

銀の星学園の創設を決意したのは猛宮司であるが、設立までの活動・設立後の現場での仕事については、イヱ子夫人の方が積極的であったという。イヱ子夫人による著書『気になる人たち』（1997）は、イヱ子夫人の銀の星学園の日常生活における日々の日記であるが、多くの施設見学、障害児指導法に関する研修会の参加、日々の指導計画など、銀の星学園の創設と運営に傾けたエネルギー量に圧倒される。

このように寺田宮司の人望の厚さに加えて、イヱ子夫人の熱心な取り組みが設立の大きな要因となった。八幡会同様、当時の猛島神社を取り巻く環境要因も、宮司が様々な相談を受け、地域社会の問題を把握することに役立ったようである。図 2 に示した写真は、昭和 40 年代に撮影された、猛島神社、銀の星学園、明けの星寮周囲の航空写真である。神社の周りはほとんど田畑であり、手前には漁港が見え、船が何艘か停泊している。境内には戎神社も祀られており、漁民の信仰も集めていた。

なお、図 3 は訪問調査後の 2017 年 9 月に、職員の方がドローンを使って撮影された、図 2 に近い角度からの、猛島神社付近の写真であるが、昔広大な田畑であったところにはすべて建築物が立てられ、地域の移り変わりを象徴している。

図2　銀の星学園（猛島神社）　昭和40年代の航空写真

図3　社会福祉法人悠久会　平成29年のドローンによる上空写真

3.4　項目④　設立時の困難や問題点について

3.4.1　社会福祉法人八幡会（八幡神社）設立時の困難や問題点について

八幡会の施設設立にあたっては、まず土地の確保、必要資金の調達という、ほとんどゼロからの出発となった。土地の確保については、新しい土地を購入するには資金不足であったため、境内地や所有の畑を担保として

銀行から融資を受けた。その資金を元手に境内地に施設を建設した。実際、赤い羽根共同募金を一度だけ獲得しただけで、補助金等はほとんどもらっていない。自己資金を投じて、何もない状態から始めたので、その苦労は大変なものであった［惟神（八幡会 50 年誌）2002: 217］。そのため、宮司家族が単独で居住する家を確保できず、あけぼの学園に、入居者と共に同居する生活を送った。施設が完成するまで、宮司夫妻は調理人室で寝起きする日々を送ったという。図 4 は、猛宮司の息子である現理事長の、寺田稔宮司の記憶を基に、当時の施設の間取りを再現したものである。

図4 社会福祉法人八幡会 設立時に家族が同居していたあけぼの学園見取り図

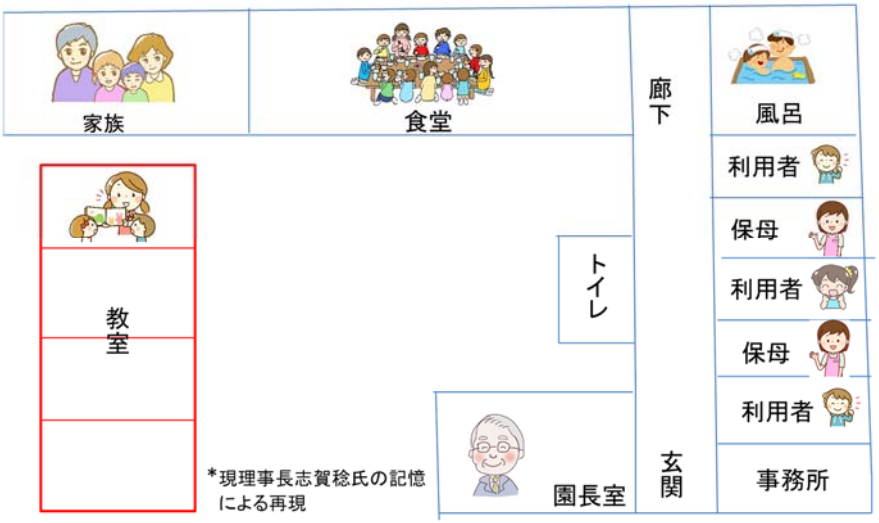

昭和 54 年に障害児を含む児童の「全員就学」が義務付けられる以前から、施設内に教室を設け、生活訓練や基礎学力の授業を行っていたようである。居室は、利用者の部屋と保母の部屋が交互に配置して、子どもたちへの目配りを行いやすく工夫した。風呂や食堂は入居者全員が共同で利用し、利用者と宮司家族との間に垣根のない大家族的な共同生活が営まれていたようである。当時子どもであった、現総合施設長の志賀広子氏は、「利用者の障害児とよく遊んだ。むしろ障害児とばかり遊んでいたといっても過言ではないかもしれない。」と当時を振り返った。

このような金銭的・物理的な不足による困難の他に、近隣住民からの、知的障害児への強い差別意識や偏見にも苦しんだという。当時の差別を、志賀広子氏は「知的障害者が人間扱いされていなかった」と述べた。

しかし、物理的な不足を補うために近隣住民の協力を得る中で、少しずつ差別意識が薄れ、障害児が受け入れられるようになっていく変化もみられたという。つまり、施設内に浴室はあるものの、地域的に水不足であり、施設で大量の水を使用する風呂を毎日用意することができず、宮司家族も含めて、2〜3 人ずつに分かれて、時々近隣の家庭にもらい風呂をして日常的に接触したことが、地域住民の障害児に対する心理的抵抗を徐々に低減したようである。

3.4.2　社会福祉法人悠久会（猛島神社）設立時の困難や問題点について

銀の星学園の設立について、猛島神社は総社であったため、資金的に窮するほどの状態ではなく、猛宮司自身も土地を所有していた。したがって施設建設に関しては宮司所有の土地を活用できたため、八幡会ほどの資金繰り等の苦労はなかったようである。

銀の星学園も八幡会同様、近隣住民や、学齢期になると小学校の児童からの差別が暴言や暴力となって現れ、職員は精神的に苦痛を感じていたようである。例えば、永代秀顕理事は「(利用者が）神社に火ばつけたらどうすると？」と住民から詰め寄られたり、身内を職員に採用してほしいという人から「バカどんの相手ばする仕事やけん、バカでもつとまるやろ。」等の発言があったことを、イエ子夫人より伝え聞いており、怒りをもって記憶にとどめていた。

近隣の特別支援学校へ通学する際にも、石を投げられたり暴言をあびせられたりするため、施設職員が集団登校に付き添い、校門の前まで教員に出迎えてもらって引き継ぐ方法で、子どもたちを守ったという。

3.5　項目⑤　施設の運営と宗教的な関連について

3.5.1　社会福祉法人八幡会（八幡神社）の施設の運営と宗教的な関連について

八幡会の施設における日常生活において、神事に関わる恒例行事として

行われていることは、各事業所全てに、八幡神社の分祀、あるいは神棚を祀ること、毎朝、神棚に拝礼してから朝礼を行うこと、毎月 1 日と 15 日には赤飯を食すること、であった。しかしこれらの行事も、殊更「神事」として強調して行っているわけではなく、日々感謝して暮らすことを実践しているに過ぎない、とのことであった。

また、利用者が近隣から明らかな差別を受けていた時代、幸村宮司は「この子らはみな神様の子である」という神道の理念を口癖にしていたようである。

年間行事の中には、寺院から僧を招いての講演会や、仏教教団との協力でスキー合宿を行ったり、クリスマス会も楽しむなど、神道だけの壁を作らないような運営がなされていた。しかし創始者の幸村宮司が存命中は、クリスマス会だけはご法度であったという。

現在は盛大にというほどではないが、ケーキを食べたりささやかなプレゼントがあったりと、一般家庭レベルの楽しみ方をしている。

八幡会の施設における日常生活において、神事に関わる恒例行事として行われていることは、各事業所全てに、八幡神社の分祀、あるいは神棚を祀ること、毎朝、神棚に拝礼してから朝礼を行うこと、毎月 1 日と 15 日には赤飯を食すること、である。しかしこれらの行事も、殊更「神事」として強調して行っているわけではなく、日々感謝して暮らすことを実践しているに過ぎない、とのことであった。

3.5.2　社会福祉法人悠久会（猛島神社）の施設の運営と宗教的な関連について

銀の星学園の開設からしばらくの間は、八幡会同様、毎月 1 日と 15 日に赤飯を食するなどの神事に関連する行事があり、例祭などには利用者も職員も一緒になって準備し、祭りを盛り上げていた。しかし神社の仕事と施設活動との線引きについて行政から指摘を受けたことなど、複雑な事情が生じ、宗教色を出すことをできるだけ控えるようになったようである。現在は、例祭などマンパワーが必要な行事については、就労支援Ｂ型の利用者に、賃金を支払う形で準備作業等を手伝ってもらっているとのことであった。

『銀の星学園の歩み』［1983］には、各施設の年中行事や、行事の際の献

立などが具体的に記載されているが、八幡会の幸村宮司が存命の間はご法度であったというクリスマス会は、銀の星学園ではクリスマスツリーを飾って合唱・劇・踊り・オペレッタ・ペープサート・ゲームと、利用者と職員が一緒になって楽しみ、ロータリークラブのスタッフがサンタに仮装して現れてプレゼントを配り、神の世界の幻想にひたらせてくれたと記されている［同書: 41］。

4. 考察

今回調査した 2 つの施設が掲げる障害者福祉実践に対する理念は、八幡会においては「惟神」、銀の星学園においては「鍛えよ、自立せよ」であるとの回答を得た。さらに施設運営の実態を明らかにする中で、両神社とも創設期から、障害者の社会参加、できれば何らかの職を得て経済的に自立することを究極の目的とした「自立」を目標にしていた。欧米を中心とした福祉先進国に追随する形で、福祉が発展してきたわが国において、今でこそ経済的自立を通して社会参加を目指すことは当然のように認識されているかもしれない。しかし現在に至るまでには、手厚い「保護」の名のもとに障害者を健常者から分離し、教育し、生活させることを理想としてきた時代もある。このような過程を鑑みても、「障害者が人間扱いされていなかった」両施設の設立時において、数歩先を行く実践を展開していたということができる(1)。

つまり、両施設が、障害者の幸福のために目指した究極の目的は、「働くこと（労働）」であり、労働を神の罰による苦役とするキリスト教文化とは異なる価値観に基づくものと思われる。無論、近年は日本においてもワーク・ライフ・バランスが提唱され、仕事、家庭、余暇のバランスをとりながら充実した人生を送るという方針に転換しており、過労死の問題が深刻化している我が国にとっては、重要なブレーキの役割を果たすものである。

外国から「働きすぎ」と評価される日本人の労働観が、国際的にも特殊殊なものであることは、民俗学者であるレヴィ＝ストロースも指摘している(2)。障害の有無に関わらず「労働」を尊ぶことは、神社の行う福祉実践なればこそのものではないかと、筆者は考える。

これに関連して中西［1963］は、神道においては、

「同じ技術の行使にも、物理的なまた生理的な作用以上に、『勘』が計画に加はり、『骨』に手練も冴え、『肚』に疲労も消化される。それはもはや労働ではなく、神ながらの働きであり、神遊びの境地に近づく」［中西 1963: 8］

と述べ、高度気剤成長期を経て、産業や労働の形態が変化した近年においても、吉田［2007］は、上田［1995］呉［1999］を引用しつつ、

「他の宗教においては倫理的、道徳的『義務』という意味合いが強い『労働』ということについても、『労働それ自体が価値であり、人生の目的である』(3)といえて、そこから『労働それ自体が人間にとっての喜びだという感じ方』(4)も出てくる」［吉田 2007: 24］

としており、日本人の労働観には一貫したものがあり、その価値観が古来からの神道文化に基づいていることを示唆している。

つまり、仏教における「慈悲」やキリスト教における「愛」といった、わかりやすい統一理念を示しにくい神道において、「労働」はただ生活の糧を得るための手段ではなく、家庭やプライベートの充実と完全に切り離されたところにもなく、「神と共に在る」ことを示すものだと考えられないだろうか。

欧米の動きに追随しながら紆余曲折を経てきた日本の福祉の根本的理念が、2 人の宮司が神道人として目指した実践の中に潜んでいたのではあるまいか。

日本が遅ればせながら「障害者の権利条約」(5)を批准して、障害者の社会経済活動への参加を促進し始めたが、実はこの条約の理念を真に理解している日本人は多くはないのではないかと思う。国際社会の動きや福祉先進国の実践に学ぶことは大いに必要であるが、明確な宗教的理念を掲げず、自然発生的に行われてきた神社による福祉実践が、すでに現在の国際水準に接近していたとして、誇ることができるのではないかと思う。

註

(1) 例えば、八幡会が掲げていた神社保育三カ条の三、「精薄者と云えども自からが働いて自分で自活の道を開かせること、という社会参加への期待」や、イエ子氏の昭和 61 年 12 月の記述「怠け者が一人もいないということがどんなに素晴らしいことか」からも裏付けられよう。

(2) 大橋保夫編「クロード・レヴィ＝ストロース日本講演集　構造・神話・労働」みすず書房、1979 年、P.119-121 参照。

(3) 上田賢治「神道のちから」たちばな出版、1995 年、P.135 参照。

(4) 呉善花「日本の瀬戸際」日本経文社、1999 年、P.65 参照。　さらに吉田は「これはレヴィ=ストロースが『日本人のもっとも重要な美点』と認めたものである」との脚注を加えている。

(5) 「障害者の権利条約」は、障害者への合理的配慮を行わないことが差別であるとの画期的な定義を含み、2006 年 12 月に国際連合によって採択され、2008 年 5 月に発効された。日本は 2007 年に署名して以降、批准のための国内法整備に時間を要し、2014 年 2 月に発効した。国内法としては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称　障害者差別解消法）が 2016 年 4 月 1 日に施行された。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止すると共に、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮の義務付け。ただし事業者に対しては対応に努めること）を求めている点が画期的である。また、同年同月、改正障害者雇用促進法が施行され、事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けた（ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く）。

参考文献

安藤泰至 2018「優性思想と別のまなざし：宗教・いのち・障害と共に生きること」宗教と社会貢献研究会『宗教と社会貢献』8 巻 1 号, pp.3-23。

葦津珍彦 2006『新版　国家神道とは何だったのか』（阪本是丸らによって解題Ⅰ・Ⅱを追記しての改訂版。葦津による初版は 1985 年発行）。

平井直房 1986「神道と福祉」『神道と福祉活動』神社本庁編, pp.11-27。

藤本頼生 2004「近現代における神社神道の福祉活動について」『神社本庁教學所研究紀要』10 号, pp.123-187。

井関大介 2014「熊沢蕃山の大道と神道」日本宗教学会『宗教研究』別冊 第 72 回学術大会紀要, pp.294-295。

鎌田純一 1986「神道と社会事業」『神道と福祉活動』神社本庁編, pp.1-10。

金田茂一 1931「神職の社会的活動の根據」皇国時報発行所『皇国時報』431 号, p.7。
加藤玄智 1936「神社と社會施設」皇國時報発行所『皇國時報』589 号, p.2。
加藤康昭 1978「障害者に対する穢れと忌みの思想」全国障害者問題研究会編『季刊障害者問題研究』 pp.59-64。
河野省三 1937「神職の社會的活動」皇国発行所『皇国時報』 p.640。
厚生労働省 https://go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html（2019 年 3 月 1 日閲覧）。
長野県神社協會 1921「新職の社會事業に活動を要する件」『長野県神社協會會報』pp.23-25。
内閣府 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_poster.html（2019 年 3 月 1 日閲覧）。
中西旭 1963「神道の労働観―繁栄の基盤にあるもの―」神道宗教學會編『神道宗教』32 巻, pp.1-10。
小野祖教 1952「神道における罪と責任」日本宗教学会第 12 回大会紀要, p.23。
神社本庁編 1986『神道と福祉活動』神社本庁。
社会福祉法人八幡会 1988『惟神　その歩みと心（35･25･20 記念誌）』社会福祉法人八幡会論文編集委員会。
社会福祉法人八幡会 2002『惟神（50･40･35 記念誌）』社会福祉法人八幡会論文編集委員会。
庄本光政・澁川謙一著 1988『改訂・神道教化概説』神社新報社。
田中治吾 1933「神人の和悦　大に社會事業へ進出せよ」皇国時報発行所『皇国時報』589 号, p.4。
寺田イヱ子編 1983『銀の星学園の歩み』。
寺田イヱ子著 1997『気になる人たち　社会福祉法人銀の星学園創立 30 周年によせて』社会福祉法人銀の星学園。
照本金川 1919 「神職の社會的施設如何　社會問題より社會政策へ」『全国神職會會報』50 巻 253 号, pp.1-7。
吉田喜久子 2007「神道の死生観をめぐって：古事記の死後感は心情的ニヒリズムか」人間環境大学『藝』4 巻, pp.17-18。
照本金川 1921「神職と社會事業」皇國発行所『皇国』266 号, pp.8-10。